

平成 16 年度(平成 16 年 4 月 1 日~平成 17 年 3 月 31 日)

三好町まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

三好町まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、三好町まちづくり審議会の意見を添えて、住民に公表します。

平成 16 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。(詳しくは「平成 16 年度三好町まちづくり土地利用条例の施行状況」(下記)をご覧ください。)

特定開発事業

平成 16 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、59 件でした。この中で、開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 5 件で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 15 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

小規模開発事業

平成 16 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は、139 件でした。この中で、開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 1 件で、手続中の件数は 3 件でした。他の案件については、この条例の手続きは終了しました。

その他条例に基づく町長の事務に関する事項

その他条例に基づく町長の事務に関する事項として、町長が公的な団体と認めるもの(条例施行規則第 50 条第 1 項第 8 号)を 1 団体認め、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議(条例第 45 条)が 3 件あり、いずれも適用しないこととしました。

三好町まちづくり審議会の意見

平成 17 年 4 月 28 日(木)に町役場にて、審議会の委員全員が出席され、この条例の施行状況に関する事項について審議されました。
その結果、審議会の意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成16年度三好町まちづくり土地利用条例の施行状況

三好町まちづくり土地利用条例の施行状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

構想届出書

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書の提出がなされた件数	開発計画書の提出がされていない件数	取下げ
11	7	4	0

開発計画書

受付件数 (内容は右表を参照)	処 理 状 況				そ の 他	
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	意見書の提出	公聴会開催請求
59	45	0	9	5	2	0

協議後開発計画書

受付件数	処 理 状 況				そ の 他	
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
42	42	0	0	0	0	0

工事完了届

受付件数	処 理 状 況			そ の 他
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	工事の停止等の命令
15	15	0	0	0

(2) 特定開発事業（開発計画書の提出があった案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場	店舗	駐車場	農地改良	その他 1	合計
住環境保全区域A		1	1						2
住環境保全区域A・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域B			1						1
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2			2			4
住環境保全区域C			10						10
住環境保全区域C・教育環境保全区域		2	3					1	6
農業保全区域				1	1	3	4	1	10
農業保全区域・教育環境保全区域									0
農業保全区域・防災調整区域				1					1
自然保全区域									0
集落居住区域			2					1	3
集落居住区域・教育環境保全区域			1						1
教育環境保全区域					1			1	2
防災調整区域						1			1
指定なし			2	9	1	3		1	16
合計		3	24	11	3	9	4	5	59

1：その他=幼稚園・選果場集出荷スペースの上屋・有料老人ホーム・病院・資材置場

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数 (内容は右表を参照)	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
139	135	0	3	1

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場	店舗 2	駐車場	農地改良	その他 3	合計
住環境保全区域A		71	1		2	1		1	76
住環境保全区域A・教育環境保全区域		9							9
住環境保全区域B			2			3	1	1	7
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1			3	1		5
住環境保全区域C			1			1		3	5
住環境保全区域C・教育環境保全区域									0
農業保全区域					1	5	8	1	15
農業保全区域・教育環境保全区域									0
農業保全区域・防災調整区域								1	1
自然保全区域									0
集落居住区域			1	2	2	1	2	4	12
集落居住区域・教育環境保全区域						1			1
教育環境保全区域				2	1			1	4
防災調整区域				1	1			1	3
指定なし						1			1
合計		80	6	5	7	16	12	13	139

2：店舗=店舗付住宅含む

3：その他=作業場・農業用倉庫・知的障害者更正施設・学習塾・資材置場・集会所・事務所・公園整備・書院・葬祭場・宅地造成

3 その他条例に基づく町長の事務に関する事項

(1) 三好町まちづくり土地利用条例施行規則第50条第1項第8号

(町長が公的な団体と認めるもの)

単位：件

件数	処 理 状 況	団体名
1	認める	(財)2005年日本国際博覧会協会

(2) 三好町まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者(公的な団体)
3	適用しない	2005年日本国際博覧会会場外駐車場整備事業	(財)2005年日本国際博覧会協会
	適用しない	筋生地区多機能用地開発事業	西加茂町村土地開発公社
	適用しない	黒笹小学校(仮称)建設工事	愛知県住宅供給公社